

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 2023年6月14日

【四半期会計期間】 第38期第2四半期(自2023年2月1日至2023年4月30日)

【会社名】 株式会社REVOLUTION

【英訳名】 REVOLUTION CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 ジョン・フー

【本店の所在の場所】 山口県下関市細江町二丁目2番1号

【電話番号】 083-229-8894(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 津野浩志

【最寄りの連絡場所】 山口県下関市細江町二丁目2番1号

【電話番号】 083-229-8894

【事務連絡者氏名】 取締役 津野浩志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第37期 第2四半期 連結累計期間	第38期 第2四半期 連結累計期間	第37期
会計期間		自 2021年11月1日 至 2022年4月30日	自 2022年11月1日 至 2023年4月30日	自 2021年11月1日 至 2022年10月31日
売上高	(千円)	422,645	354,098	2,026,016
経常損失()	(千円)	98,278	164,778	67,878
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	(千円)	139,732	166,699	3,034
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	107,694	148,516	17,956
純資産額	(千円)	1,551,456	1,528,589	1,677,105
総資産額	(千円)	2,614,326	2,950,393	3,598,198
1株当たり当期純利益又は1株当たり四半期純損失()	(円)	0.35	0.42	0.01
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	-	-	0.00
自己資本比率	(%)	59.3	51.8	46.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	927,210	78,620	712,345
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	28,276	32,877	43,932
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	495,233	373,000	1,213,922
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(千円)	268,913	768,069	1,186,812

回次		第37期 第2四半期 連結会計期間	第38期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 2022年2月1日 至 2022年4月30日	自 2023年2月1日 至 2023年4月30日
1株当たり四半期純損失金額()	(円)	0.21	0.12

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 第37期第2四半期連結累計期間及び第38期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損失を計上しているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、不動産事業及び投資事業のノウハウを生かす不動産金融のプラットフォーム運営を行うことを目的とした不動産金融子会社(株式会社REVOLUTION FINANCE)を新たに設立したため、新たなセグメントとして「ファイナンス事業」を新設いたしました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、当第2四半期連結会計期間において、新たなセグメントを営む連結子会社を設立しましたが、許認可を取得後に営業を開始するため、上記の判断に至っております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に関して5類感染症に位置づけられることが政府より発表され、今後の経済活動の水準引き上げが進みました。しかしながら、ロシア・ウクライナによる紛争が継続していること、アメリカ債務上限問題の顕在化や為替相場においては依然として円安傾向にあること等により原材料や光熱費が高騰し、国内における経済状況は非常に厳しくなっており引き続き不透明な状況が継続しております。

当社グループに係る不動産業界及び投資業界においても、国内景気と同様、先行きは不透明な状況です。

このような状況下、不動産事業においては、日本を再生するために日本を買う「BUY JAPAN」を事業テーマに不動産運用へのビジネスモデルの転換を進めつつ、物件仕入れ等に注力しました。投資事業においては、保有する上場会社社債を株式に転換し市場での売却を進めるとともに、新たな投資先の検討を進めております。

その結果、当第2四半期連結累計期間におきましては、売上高は3億5千4百万円（前年同四半期比16.2%減）、営業損失は1億6千7百万円（前年同四半期は営業損失1億1千万円）、経常損失は1億6千4百万円（前年同四半期は経常損失9千8百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は1億6千6百万円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失1億3千9百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当第2四半期連結会計期間より「ファイナンス事業」を新たな報告セグメントとして新設しております。

不動産事業

仕入れた物件の売却や中古住宅の仲介案件を中心に契約、引き渡しを進め、物件の管理や営繕工事、家賃収入等の賃貸事業に注力いたしました。また、物件の仕入れについて関東、関西、福岡地域を中心に検討を続けております。なお、昨年仕入れた東京都港区六本木の土地について売買契約を締結し、第3四半期連結会計期間での引き渡し（売上計上）いたしました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は2億2千6百万円（前年同四半期比39.0%減）、営業損失は1千4百万円（前年同四半期は営業利益3千1百万円）となりました。

投資事業

当第2四半期連結会計期間以降、PBR（株価純資産倍率）が1倍を下回る先への新規投資を検討、実行しております。また、SCRIPTS Asia Inc.への出資の買戻契約を締結し譲渡、燦キャピタルマネージメント株式会社の新株予約権を売却し、それぞれ資金化を実施いたしました。なお、投資運用業、投資助言代理業開始に向け、関東財務局に対して申請手続きを提出し、質疑応答を進めておりましたが、当第2四半期連結会計期間後の2023年5月9日付で登録通知を受領いたしました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は1億2千7百万円（前年同四半期比150.5%増）、営業利益は5千6百万円（前年同四半期比268.0%増）となりました。

ファイナンス事業

当第2四半期連結会計期間において、不動産事業及び投資事業のノウハウを生かす不動産金融のプラットフォーム運営を行うことを目的とした不動産金融子会社を新たに設立いたしました。不動産担保融資をお取り扱いする貸金業者様に対して、バックファイナンス資金を提供する卸金融事業を展開するために必要な申請を官公庁に行い、許認可を得て事業を開始する予定です。

この結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は無く、営業損失2百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

流動資産

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は28億4千9百万円となり、前連結会計年度末に比べて6億3千4百万円減少しました。現金及び預金の減少4億2千1百万円、営業投資有価証券の減少2億7千3百万円が主な要因であります。

固定資産

当第2四半期連結会計期間末における固定資産は1億円となり、前連結会計年度末に比べて1千2百万円減少しました。敷金及び保証金の減少2千3百万円が主な要因であります。

流動負債

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は13億3千8百万円となり、前連結会計年度末に比べて1億1千万円減少しました。借入有価証券の減少4千9百万円、預り金の減少1千9百万円が主な要因であります。

固定負債

当第2四半期連結会計期間末における固定負債は8千3百万円となり、前連結会計年度末に比べて3億8千9百万円減少しました。長期借入金の減少4億円が主な要因であります。

純資産

当第2四半期連結会計期間末における純資産は15億2千8百万円となり、前連結会計年度末に比べて1億4千8百万円減少しました。

この結果、当第2四半期連結会計期間末の総資産は29億5千万円となり、前連結会計年度末に比べて6億4千7百万円減少しました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、7億6千8百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において営業活動によるキャッシュ・フローは7千8百万円の支出となりました。これは、主として棚卸資産の増加による支出6千9百万円、借入有価証券の減少による支出4千9百万円などによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において投資活動によるキャッシュ・フローは3千2百万円の収入となりました。これは、主として敷金及び保証金の回収による収入2千6百万円などによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において財務活動によるキャッシュ・フローは3億7千3百万円の支出となりました。これは、主として長期借入金の返済による支出4億円などによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,618,567,524
A種種類株式	4,650,000
第1回B種種類株式	2,500
第2回B種種類株式	2,500
第3回B種種類株式	2,500
計	1,618,567,524

(注) 当社の発行可能株式総数は、それぞれ普通株式1,618,567,524株、A種種類株式4,650,000株、第1回B種種類株式2,500株、第2回B種種類株式2,500株、第3回B種種類株式2,500株となっております。なお、合計では1,623,225,024株となりますが、発行可能株式総数は1,618,567,524株、第1回ないし第3回B種種類株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500株を超えないものとする旨定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2023年4月30日)	提出日現在 発行数(株) (2023年6月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	400,000,510	400,000,510	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株 あります。
A種種類株式	4,640,771	4,640,771		(注2)
第1回 B種種類株式	600	600		(注3)
計	404,641,881	404,641,881		

(注1) 提出日現在の発行数には、2023年6月1日からこの四半期報告書提出日までのA種種類株式及び第1回B種種類株式の転換により発行された株式数は含まれておりません。

(注2) A種種類株式の内容は次のとおりであります。

1. 単元株式数

単元株式数は1株であります。

2. 配当金

配当は行いません。

3. 議決権

株主総会において議決権は有しておりません。

4. 株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利

発行会社は、株式の併合をするときは、普通株式及びA種種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。

発行会社は、株式の分割をするときは、普通株式及びA種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。

発行会社は、発行会社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)には普通株式を、A種種類株主にはA種種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てする。

発行会社は、発行会社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

発行会社は、発行会社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

発行会社は、発行会社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得時期

A種種類株主は、A種種類株式発行後、2019年7月3日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降はいつでも発行会社に対して、以下に定める算定方式に従って算出される数の発行会社の普通株式を対価として、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする。

(2) 取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種種類株式の数に本項第(3)号に定める取得比率（但し、本項第(4)号の規定により調整される。）を乗じて得られる数とする。なお、A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(3) 当初取得比率

取得比率は、当初、100とする。但し、取得比率は、本項第(4)号の規定により調整されることがある。

(4) 取得比率の調整

(a) 発行会社は、A種種類株式の発行日後、本号(b)に掲げる各事由により発行会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{1株当たりの払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}}}$$

(b) 取得比率調整式により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

本号(c) に定める時価を下回る払込金額をもって発行会社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、発行会社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、発行会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、会社分割、株式交換又は合併による場合を除く。）調整後取得比率は、払込期日（無償割当ての場合は効力発生日とし、募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

株式分割により発行会社普通株式を発行する場合、調整後取得比率は、株式分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号(c) に定める時価を下回る価額をもって発行会社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本号(c) に定める時価を下回る価額をもって発行会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後取得比率は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初取得比率によって請求又は行使されて発行会社普通株式が交付されたものとみなして取得比率調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

発行会社の発行した取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本号(c) に定める時価を下回る価額をもって発行会社普通株式を交付する場合、調整後取得比率は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号(b) 乃至 の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他発行会社の機関の承認を条件としているときは、本号(b) 乃至 の定めに関わらず、調整後行使比率は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

(c) 取得比率調整式の計算については、次に定めるところによる。

円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。

取得比率調整式で使用する時価は、調整後取得比率を適用する日（但し、本号(b) の場合は基準日）に

先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における発行会社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）又は、調整後取得比率を適用する日の直前取引日の終値のいずれか高いものを使用する。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

取得比率調整式で使用する発行会社の既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後取得比率を適用する日の1ヵ月前の日における発行会社の発行済普通株式数から、当該日における発行会社の有する発行会社普通株式数を控除した数とする。また、本号(b) の場合には、取得比率調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における発行会社の有する発行会社普通株式に割当てられる発行会社普通株式数を含まないものとする。

(d) 本号(b)の取得比率の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、発行会社は、必要な取得比率の調整を行う。

株式の併合、発行会社を存続会社とする合併、発行会社を承継会社とする吸収分割、発行会社を完全親会社とする株式交換のために取得比率の調整を必要とするとき。

その他発行会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とするとき。

取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得比率の算出にあたり使用すべき発行済株式数につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(e) 本号に定めるところにより取得比率の調整を行うときは、発行会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前取得比率、調整後取得比率及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までにA種種類株主に通知する。但し、本号(b) に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(注3) 第1回B種種類株式の内容は次のとおりであります。

1. 単元株式数

単元株式数は1株であります。

2. 配当金

配当は行いません。

3. 議決権

株主総会において議決権は有しておりません。

4. 株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利

発行会社は、株式の併合をするときは、普通株式及び第1回B種種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。

発行会社は、株式の分割をするときは、普通株式及び第1回B種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。

発行会社は、発行会社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）には普通株式を、第1回B種種類株主には第1回B種種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。

発行会社は、発行会社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、第1回B種種類株主には第1回B種種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

発行会社は、発行会社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、第1回B種種類株主には第1回B種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

発行会社は、発行会社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、第1回B種種類株主には第1回B種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得時期

第1回B種種類株主は、第1回B種種類株式発行後いつでも、発行会社に対して、以下に定める算定方法に従って算出される数の発行会社の普通株式（以下「対価普通株式」という。）の交付と引き換えに、その有する第1回B種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下この請求を「普通株式対価取得請求」という。）、発行会社は、当該普通株式対価取得請求に係る第1回B種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、対価普通株式を、当該第1回B種種類株主に対して交付

するものとする。

(2) 取得と引換えに交付する普通株式の数

対価普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係る第1回B種種類株式の数に、1,000,000円を乗じて得られる額を、本項第(3)号乃至第(5)号に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、第1回B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初、払込期日の直前取引日の東京証券取引所における発行会社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）とする。但し、取得価額は、本項第(4)号及び第(5)号の規定により修正及び調整されることがある。

(4) 当初取得価額の修正

取得価額は、第1回B種種類株式の発行日以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日の直前取引日の東京証券取引所における発行会社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する金額（但し、0.1円未満の端数を切上げる。また、本項第(5)号の調整を受ける。以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

(5) 取得価額の調整

- (a) 発行会社は、第1回B種種類株式の発行日後、本号(b)に掲げる各事由により発行会社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{増加普通株式数}}$$

- (b) 取得価額調整式により取得価額の調整を行う場合及びその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

発行会社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、発行会社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、発行会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、会社分割、株式交換又は合併による場合を除く。）、調整後取得価額は、払込期日（無償割当ての場合は効力発生日とし、募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

株式分割により発行会社普通株式を発行する場合、調整後取得価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに発行会社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は発行会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後取得価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初取得価額によって請求又は行使されて発行会社普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

発行会社の発行した取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに発行会社普通株式を交付する場合、調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号(b)乃至の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他発行会社の機関の承認を条件としているときは、本号(b)乃至の定めに関わらず、調整後取得価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

- (c) 取得価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。
取得価額調整式で使用する発行会社の既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における発行会社の発行済普通株式数から、当該日における発行会社の有する発行会社普通株式数を控除した数とする。また、本号(b) の場合には、取得価額調整式で使用する増加普通株式数は、基準日における発行会社の有する発行会社普通株式に割当てられる発行会社普通株式数を含まないものとする。
- (d) 本号(b)の取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、発行会社は、必要な取得価額の調整を行う。
株式の併合、発行会社を存続会社とする合併、発行会社を承継会社とする吸収分割、発行会社を完全親会社とする株式交換のために取得価額の調整を必要とするとき。
その他発行会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。
取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得価額の算出にあたり使用すべき既発行普通株式数につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (e) 本号に定めるところにより取得価額の調整を行うときは、発行会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前取得価額、調整後取得価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第1回B種種類株主に通知する。但し、本号(b) に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(注4) 第1回B種種類株式は、現物出資（借入金等の株式化600,000千円）によって発行されたものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年2月1日～ 2023年4月30日	-	404,641,881	-	100,000	-	-

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2023年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
EVO FUND	C/O INTERTRUST CORPORATE SERVICES (CAYMAN)LIMITED, ONE NEXUS WAY, CAMANA BAY GRAND CAYMAN, KY1-9005, CAYMAN ISLANDS	127,707,127	31.64
TOMODACHI INVESTMENT LP (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	160 Greentree Dr.Ste 101,Dover,Kent County,DE 19904,USA (東京都千代田区紀尾井町4番1号)	60,457,555	14.98
US/JAPAN BRIDGE FINANCE LP (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	160 Greentree Dr.Ste 101,Dover,Kent County,DE 19904,USA (東京都千代田区紀尾井町4番1号)	45,911,132	11.38
株式会社フルッタフルッタ	東京都千代田区九段北3丁目2-28	24,995,073	6.19
楽天証券株式会社	東京都港区青山2丁目6番21号	3,484,400	0.86
西本誠治	福岡県小郡市	2,920,500	0.72
山田祥美	東京都中野区	2,720,900	0.67
MAJOR LERCH LP (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	160 Greentree Dr.Ste 101,Dover,Kent County,DE 19904,USA (東京都千代田区紀尾井町4番1号)	2,537,025	0.63
青柳和洋	東京都世田谷区	2,500,000	0.62
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	2,370,000	0.59
計		275,603,712	68.29

所有議決権数別

2023年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合(%)
EVO FUND	C/O INTERTRUST CORPORATE SERVICES (CAYMAN)LIMITED, ONE NEXUS WAY, CAMANA BAY GRAND CAYMAN, KY1-9005, CAYMAN ISLANDS	1,277,065	31.93
TOMODACHI INVESTMENT LP (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	160 Greentree Dr.Ste 101,Dover,Kent County,DE 19904,USA (東京都千代田区紀尾井町4番1号)	600,000	15.00
US/JAPAN BRIDGE FINANCE LP (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	160 Greentree Dr.Ste 101,Dover,Kent County,DE 19904,USA (東京都千代田区紀尾井町4番1号)	453,080	11.33
株式会社フルッタフルッタ	東京都千代田区九段北3丁目2-28	249,950	6.25
楽天証券株式会社	東京都港区青山2丁目6番21号	34,844	0.87
西本誠治	福岡県小都市	29,205	0.73
山田祥美	東京都中野区	27,209	0.68
青柳和洋	東京都世田谷区	25,000	0.63
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	23,700	0.59
USB AG SINGAPORE (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	AESCHENBORSTADT 1, CH-4002 BASEL SWITZERLAND	20,000	0.50
計		2,740,053	68.50

- (注) 1. 当社の親会社はEVO FUNDであり、当社の普通株式127,706,527株(議決権比率31.93%)保有しております。なお、2022年2月17日付で関東財務局長に提出された変更報告書によりますと、EVO FUND及びその共同保有者3社が、報告義務発生日2022年2月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されております。当社として2023年4月30日現在の株主名簿上確認することができませんので、上記大株主の状況には株主名簿に記録された株式数に基づく記載をしております。なお、変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の 数(株)	株券等保有 割合(%)
エボ ファンド (Evo Fund)	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-9005、カマナ・ベイ、ワン・ネクサス・ウェイ、インタートラスト・コーポレート・サービス(ケイマン)リミテッド方	129,531,127	32.01
メジャー・ラーチ・エルピー (Major Lerch LP)	アメリカ合衆国、19904、デラウェア州、ケント、ドーバー、グリーンツリー・ドライブ160、スイート101	2,537,025	0.63
トモダチ・インベストメント・エルピー (Tomodachi Investment LP)	アメリカ合衆国、19904、デラウェア州、ケント、ドーバー、グリーンツリー・ドライブ160、スイート101	60,457,555	14.94
USジャパン・ブリッジ・ファイナンス・エルピー (US/Japan Bridge Finance LP)	アメリカ合衆国、19904、デラウェア州、ケント、ドーバー、グリーンツリー・ドライブ160、スイート101	45,911,132	11.35
合計		238,436,839	58.93

2. 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義で所有株式数を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年4月30日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種種類株式 4,640,771 第1回B種種類株式 600	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,300	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式 399,978,900	3,999,789	
単元未満株式	普通株式 17,310	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	404,641,881	-	
総株主の議決権	-	3,999,789	

(注)1 A種種類株式、第1回B種種類株式の内容につきましては、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」の注記に記載しております。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,500株(議決権25個)含まれております。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式1株が含まれております。

【自己株式等】

2023年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社REVOLUTION	山口県下関市細江町二丁目2番1号	4,300	-	4,300	0.00
計		4,300	-	4,300	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2023年2月1日から2023年4月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2022年11月1日から2023年4月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年10月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2023年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,176,837	755,218
営業未収入金	19,905	16,040
営業投資有価証券	494,695	220,838
商品	523	357
販売用不動産	1,692,925	1,761,982
未成工事支出金	7,057	8,064
その他	93,751	88,904
貸倒引当金	1,138	1,710
流動資産合計	3,484,558	2,849,696
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	16,691	29,231
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品(純額)	5,578	4,258
有形固定資産合計	22,269	33,490
無形固定資産		
ソフトウェア	4,250	3,740
その他	4,265	4,265
無形固定資産合計	8,516	8,006
投資その他の資産		
投資有価証券	6,750	7,155
出資金	950	950
破産更生債権等	3,235	3,102
敷金及び保証金	74,393	50,414
その他	760	680
貸倒引当金	3,235	3,102
投資その他の資産合計	82,853	59,199
固定資産合計	113,639	100,696
資産合計	3,598,198	2,950,393

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年10月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2023年4月30日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	28,174	13,993
短期借入金	1,000,000	1,027,000
未払金	1,909	981
未払法人税等	625	246
借入有価証券	124,402	74,593
預り金	130,707	111,395
賞与引当金	7,170	7,470
前受収益	21,840	7,391
その他	133,785	95,261
流動負債合計	1,448,614	1,338,333
固定負債		
長期借入金	400,000	-
退職給付に係る負債	19,703	15,800
長期預り敷金保証金	30,499	33,097
その他	22,275	34,572
固定負債合計	472,478	83,469
負債合計	1,921,092	1,421,803
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	1,511,355	1,511,355
利益剰余金	47,616	119,083
自己株式	1,972	1,972
株主資本合計	1,656,999	1,490,300
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金	20,106	38,289
その他の包括利益累計額合計	20,106	38,289
純資産合計	1,677,105	1,528,589
負債純資産合計	3,598,198	2,950,393

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2021年11月1日 至2022年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2022年11月1日 至2023年4月30日)
売上高	422,645	354,098
売上原価	220,234	174,346
売上総利益	202,411	179,751
販売費及び一般管理費	1 313,068	1 346,753
営業損失()	110,656	167,001
営業外収益		
受取利息	6	87
貸倒引当金戻入額	29	132
業務受託収入	57,000	28,666
その他	2,647	4,166
営業外収益合計	59,683	33,053
営業外費用		
支払利息	2,846	8,903
業務受託費用	39,646	21,562
株式交付費償却	2,647	-
その他	2,164	364
営業外費用合計	47,305	30,830
経常損失()	98,278	164,778
特別利益		
固定資産売却益	-	10
特別利益合計	-	10
特別損失		
固定資産除却損	-	147
店舗閉鎖損失	-	879
減損損失	41,207	-
特別損失合計	41,207	1,027
税金等調整前四半期純損失()	139,485	165,795
法人税、住民税及び事業税	246	246
法人税等調整額	-	658
法人税等合計	246	904
四半期純損失()	139,732	166,699
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純損失()	139,732	166,699

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2021年11月1日 至2022年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2022年11月1日 至2023年4月30日)
四半期純損失()	139,732	166,699
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	32,037	18,183
その他の包括利益合計	32,037	18,183
四半期包括利益	107,694	148,516
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	107,694	148,516
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2021年11月1日 至2022年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2022年11月1日 至2023年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	139,485	165,795
減損損失	41,207	-
減価償却費	17,576	3,251
株式交付費償却	2,647	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	4,086	439
賞与引当金の増減額(は減少)	400	300
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1,535	3,903
受取利息及び受取配当金	6	87
支払利息	2,846	8,903
営業投資有価証券の増減額(は増加)	787,803	273,857
借入有価証券の増減額(は減少)	9,059	49,808
売上債権の増減額(は増加)	10,811	3,864
棚卸資産の増減額(は増加)	10,192	69,898
仕入債務の増減額(は減少)	9,134	14,180
預り敷金及び保証金の増減額(は減少)	3,288	2,598
前受収益の増減額(は減少)	12,308	14,449
預り金の増減額(は減少)	2,181	19,311
その他	28,862	19,954
小計	917,987	64,172
利息及び配当金の受取額	6	87
利息の支払額	2,916	13,910
法人税等の支払額	6,313	625
営業活動によるキャッシュ・フロー	927,210	78,620
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	11,767	11,861
貸付金の回収による収入	-	2,670
敷金及び保証金の差入による支出	13,258	3,095
敷金及び保証金の回収による収入	-	26,320
その他	3,250	18,844
投資活動によるキャッシュ・フロー	28,276	32,877
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	99,195	27,000
長期借入れによる収入	400,000	-
長期借入金の返済による支出	3,960	400,000
自己株式の取得による支出	1	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	495,233	373,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	460,253	418,743
現金及び現金同等物の期首残高	729,167	1,186,812
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 268,913	1 768,069

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

当第2四半期連結会計期間より、新たに設立した株式会社REVOLUTION FINANCEを連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更等)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これにより、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限の有無を判断したうえで、基準価額を時価とする取扱い及び基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

この結果、当第2四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照表において、営業投資有価証券が53,295千円、固定負債のその他が18,168千円、その他有価証券評価差額金が35,126千円それぞれ増加しております。

(追加情報)

(表示方法の変更)

第1四半期連結会計期間より、不動産事業において「売上原価」として計上していた人件費・経費の一部を、「販売費及び一般管理費」として計上しております。

当該変更は、自社物件の売却等による事業内容の変化及び部門再編により、店舗及び従業員の役割が変化していることを踏まえ、「販売費及び一般管理費」として計上することが業務の実態をより適切に表すと判断したためであります。この表示方法の変更を反映させるため、前第2四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書の組み替えを行っております。

この結果、前第2四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、「売上原価」に表示していた322,939千円のうち102,704千円を「販売費及び一般管理費」として組み替えております。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。なお、前第2四半期連結累計期間の金額は、表示方法の変更の内容を反映させた組み替え後の金額を記載しております。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)
支払手数料	65,331千円	81,453千円
役員報酬	26,550千円	41,250千円
給与手当	85,924千円	96,083千円
賞与引当金繰入額	9,730千円	7,470千円
退職給付費用	3,012千円	2,360千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)
現金及び預金	240,718千円	755,218千円
預入期間が3か月超の定期預金及び定期積金	-千円	-千円
預け金(流動資産その他)	28,195千円	12,850千円
現金及び現金同等物	268,913千円	768,069千円

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	四半期 連結損益計算 書 計上額 (注) 2
	不動産事業	投資事業	ファイナンス 事業			
売上高						
顧客との契約から生じる収益	210,316	-	-	210,316	-	210,316
その他の収益(注) 3	161,569	50,759	-	212,329	-	212,329
外部顧客への売上高	371,886	50,759	-	422,645	-	422,645
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	371,886	50,759	-	422,645	-	422,645
セグメント利益	31,267	15,477	-	46,745	157,402	110,656

(注) 1 セグメント利益の調整額 157,402千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3 その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく不動産賃貸収入、及び、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)に基づく金融商品に係る取引であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「不動産事業」セグメントにおいて、保有する固定資産の保有方針を変更したため、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間において41,207千円であります。

当第2四半期連結累計期間(自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	四半期 連結損益計算 書 計上額 (注)2
	不動産事業	投資事業	ファイナンス 事業			
売上高						
顧客との契約から生じる収益	148,567	-	-	148,567	-	148,567
その他の収益(注)3	78,355	127,175	-	205,530	-	205,530
外部顧客への売上高	226,923	127,175	-	354,098	-	354,098
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	226,923	127,175	-	354,098	-	354,098
セグメント利益又は損失 ()	14,412	56,959	2,913	39,633	206,634	167,001

(注)1 セグメント利益又は損失の調整額 206,634千円は各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3 その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく不動産賃貸収入、及び、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)に基づく金融商品に係る取引であります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループは「不動産事業」、「投資事業」を報告セグメントとしておりましたが、当第2四半期連結会計期間より株式会社REVOLUTION FINANCEを連結子会社としたことを契機に、従来の報告セグメントに加え「ファイナンス事業」を報告セグメントとして新たに記載しております。

(金融商品関係)

営業投資有価証券、投資有価証券、借入有価証券及び長期借入金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

前連結会計年度末(2022年10月31日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 営業投資有価証券	459,186	459,186	-
(2) 投資有価証券	6,750	6,750	-
資産計	465,936	465,936	-
(1) 借入有価証券	124,402	124,402	-
(2) 長期借入金	400,000	395,470	4,529
負債計	524,402	519,872	4,529

(注) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前連結会計年度
非上場株式	35,509

() 上記の市場価格のない株式等については上表に含めておりません。

当第2四半期連結会計期間末(2023年4月30日)

(単位:千円)

	四半期連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 営業投資有価証券	186,669	186,669	-
(2) 投資有価証券	7,155	7,155	-
資産計	193,824	193,824	-
(1) 借入有価証券	74,593	74,593	-
(2) 長期借入金	-	-	-
負債計	74,593	74,593	-

(注1) 投資信託について、一般に公正妥当の認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託を上表に含めております。

(注2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	当第2四半期連結会計期間
非上場株式	597
組合出資金	33,571

() 上記の市場価格のない株式等及び四半期連結貸借対照表に持分相当額で計上する組合等への出資については上表に含めておりません。

なお、営業投資有価証券、投資有価証券及び借入有価証券に含まれる項目のうち、時価で四半期連結貸借対照表に計上している金融商品の時価のレベルごとの金額について、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められません。

前連結会計年度末(2022年10月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券	118,057	-	341,129	459,186
投資有価証券	6,750	-	-	6,750
資産計	124,807	-	341,129	465,936
借入有価証券	124,402	-	-	124,402
負債計	124,402	-	-	124,402

当第2四半期連結会計期間末(2023年4月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券	98,854	-	10,519	109,374
投資有価証券	7,155	-	-	7,155
資産計	106,009	-	10,519	116,529
借入有価証券	74,593	-	-	74,593
負債計	74,593	-	-	74,593

(有価証券関係)

その他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

前連結会計年度末(2022年10月31日)

その他有価証券

区分	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
株式	6,750	1,500	5,250
債券	319,796	314,095	5,700
その他	21,333	1,777	19,555
計	347,879	317,373	30,505

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額35,509千円)については、市場価格がない株式等であることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

当第2四半期連結会計期間末(2023年4月30日)

その他有価証券

区分	四半期連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
株式	33,223	28,621	4,601
債券	9,993	10,132	139
その他	77,821	24,177	53,644
計	121,037	62,931	58,105

(注) 非上場株式(四半期連結貸借対照表計上額597千円)については、市場価格がない株式等であることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。また、組合出資金(四半期連結貸借対照表計上額33,571千円)についても、四半期連結貸借対照表に持分相当額で計上する組合等への出資であることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年4月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)
(1) 1株当たり四半期純損失金額()	0円35銭	0円42銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失() (千円)	139,732	166,699
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失() (千円)	139,732	166,699
普通株式の期中平均株式数(株)	399,996,249	399,996,208
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(新株予約権(有償ストック・オプション)の付与)

当社は、2023年3月29日開催の取締役会において、新株予約権(有償ストック・オプション)の発行について決議し、2023年5月1日に新株予約権を付与いたしました。

1. 新株予約権の概要

(1) 割当日	2023年5月1日
(2) 新株予約権の総数	194,800個(1個につき100株)
(3) 発行価額	1個につき17円(1株につき0.17円)
(4) 当該発行による潜在株式数	19,480,000株
(5) 資金調達額	276,031,600円 (内訳) ・新株予約権発行分 3,311,600円 ・新株予約権行使分 272,720,000円
(6) 行使価額	1株につき14円
(7) 割当方法	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 当社役員 7名 141,300個 当社子会社役員 1名 2,500個 当社従業員 26名 21,000個 外部協力者 2名 30,000個

2. 募集の目的及び理由

当社は、業績達成及び企業価値の向上の意欲及び士気を向上させることが必要であると考えており、本新株予約権の発行は、割当日において当社取締役、従業員、当社子会社役員並びに社外協力者に対して、インセンティブを付与することを目的として割当てるものであります。外部協力者は当社の経営、不動産ならびに投資事業に対する業務委託先であり、こうした外部委託先を割当予定先として本新株予約権を付与することにより、当社グループの株主価値の最大化に資するものであると考えております。

なお、本新株予約権は、事前に定めた時価総額を達成した場合にのみ行使が可能となり、市場に過度の影響を与える可能性は低いと考えております。こうした理由から、当社の既存株主への利益貢献を踏まえ、希薄化の規模は合理的な範囲であると判断しております。

3. 本新株予約権の行使期間

2023年5月1日から2033年4月30日までとする。

4. その他の本新株予約権の行使の条件

- 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも以下に掲げる条件を満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。本新株予約権の割当日から10年以内に東京証券取引所における当社の普通株式の取引終値に基づいて算出した時価総額が120億円以上となった場合。
- 予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、従業員及び当社子会社の取締役、または当社が認める社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の法定相続人(当該新株予約権者の配偶者又は一親等内の親族1名に限り、以下「権利承継人」という。)に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継人が死亡した場合、権利承継人の相続人は新株予約権を相続できない。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 各本新株予約権の一部行使はできない。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1

項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年6月14日

株式会社REVOLUTION
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 桐 徹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 井 恵一郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社REVOLUTIONの2022年11月1日から2023年10月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2023年2月1日から2023年4月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2022年11月1日から2023年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社REVOLUTION及び連結子会社の2023年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。